

# 仕事・子育て両立支援奨励金のご案内

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業者に対して奨励金を交付します。

## ●交付対象者

市内で事業を営む中小企業者等で、次の両立支援等助成金（国）のいずれかに該当し、かつ、市税に滞納がないもの。

- 1 出生時両立支援コース（第1種）の支給決定通知を受けた者。
- 2 育休中等業務代替支援コースの支給決定通知を受けた者。
- 3 育児休業等支援コース（業務代替支援）の支給決定通知を受けた者。

## ●対象労働者

市内事業所に勤務し、助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者。

## ●交付金額

支給対象労働者1人につき5万円



## 手続き方法

国の助成金支給決定後、2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

【提出書類】 ☆様式は市ホームページをご確認ください。

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②両立支援等助成金の出生時両立支援コース又は育休中等業務代替支援コース又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の支給申請書の写し
- ③両立支援等助成金の出生時両立支援コース又は育休中等業務代替支援コース又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の支給決定通知書の写し
- ④就業場所が確認可能な書類の写し(②から③までで確認不可能な場合に限りま。

※交付決定後、奨励金交付請求書（様式第3号）により請求。

☆詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/sangyokeizai/>

【前橋市ホームページ】

